

佐賀県告示第 365 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

令和 3 年 9 月 17 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

名称	所在地	廃止年月日
田代歯科医院	唐津市相知町相知 1940 番地	令和 3 年 3 月 31 日
くすの木薬局	佐賀市神野西三丁目 11-6	〃
小野病院	佐賀市巨勢町大字牛島 244 番地 7	〃
隈本歯科医院	鳥栖市弥生が丘二丁目 124 番地	令和 3 年 4 月 30 日